

司法書士試験・土地家屋調査士試験共通 よくあるお問合せ

1 受験申請編	質問	回答
Q1-1	受験資格に制限はありますか。 海外居住者や日本国籍以外の者でも受験できますか。	受験資格の制限はありませんので、居住地や国籍にかかわらず誰でも受験することができます。
Q1-2	司法試験・土地家屋調査士試験の受験申請書と受験案内書(以下「受験申請書等一式」といいます。)はどこでもらうことができますか。	受験申請書等一式は、法務局・地方法務局の総務課の窓口で交付を受けることができるほか、郵送により交付を受けることができます。 郵送により受験申請書等一式の交付を請求する場合には、封筒の表に「司法書士請求」又は「土地家屋調査士請求」と朱書きし、封筒の裏面等に御自身の連絡先を記載した上、返送用の封筒(郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(180円)を貼った角形2号(A4版))を同封してください。 ※海外居住者は、日本から居住地への国際郵便に対応した返信用封筒と送付する地域に応じた郵便切手を同封してください。
Q1-3	受験申請はどのようにすればよいですか。	受験申請書を法務局・地方法務局の窓口へ提出する方法と、郵送により提出する方法があります。 郵送により受験申請をする場合には、筆記試験受験票(はがき)に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手(85円)を貼り付けてください。
Q1-4	海外居住者の場合には、受験申請はどのようにすればよいですか。	海外居住者も、Q1-3のとおり、受験申請書を法務局窓口を持参するか、郵送により提出してください。 郵送により受験申請をする場合には、受験票を送付するため、日本から居住地への国際郵便に対応した返信用封筒を同封してください。
Q1-5	試験の日程や会場はどこですか。試験会場の変更はできますか。	試験日程は、受験案内書に掲載しています(参考Q1-7)。 また、試験会場は、受験地を管轄する法務局・地方法務局ホームページに掲載しています。 なお、受験申請書の受付後は、災害による場合等を除いて受験地の変更をすることはできません。

Q1-6	自身が居住している都道府県以外の会場でも受験できますか。	受験申請者に都合の良い受験地を選ぶことができます。 なお、受験申請書の受付後は、災害等による場合を除いて受験地の変更をすることはできません。
Q1-7	受験申請書等一式の交付は、いつ頃から開始されますか。 受験案内書は、いつ頃ホームページ上で公開されますか。	受験申請書等一式は、例年、司法書士試験においては4月上旬、土地家屋調査士試験においては7月上旬から、各法務局・地方法務局において交付するとともに、受験案内書は法務省ホームページでも公開します。 なお、前年度から時期が大きく変更になる場合には、あらかじめ法務省ホームページ等でお知らせします。
Q1-8	受験申請書等一式は支局・出張所でも交付していますか。	原則として支局・出張所では交付していません。各法務局又は地方法務局の本局で交付を受けていただくようお願いいたします。
Q1-9	法務局窓口の受付時間外に受験申請をすることはできますか。	受験案内書に記載されている法務局窓口の受付時間外に受験申請をすることはできません。 受付時間内に受験申請をすることが難しい場合には、郵送で受験申請をしてください。
Q1-10	受験手数料を現金、郵便切手、登記印紙、証紙等で納めることはできますか。	受験手数料は収入印紙以外で納付することはできません。受験手数料分の収入印紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けてください。
Q1-11	受験申請書に収入印紙を貼るスペースが足りないのですがどうしたらよいですか。	受験申請書の余白(足りなければ裏面)に貼り付けてください。収入印紙の貼り付けについて疑問点がありましたら受験予定地の法務局・地方法務局へお問い合わせください。
Q1-12	受験申請書の現住所欄には、住民票に記載されている住所を記載すべきですか。	受験申請書の現住所欄には、住民票に記載されている住所を記載してください。なお、居所が住民票記載の住所と異なる場合には、「連絡場所」欄に記載してください。
Q1-13	受験申請書に誤記をした場合には、どのように修正したらよいですか。	誤記した文字を二重線で削除した上で正しい文字を記載する方法により訂正してください。また、訂正印は不要です。
Q1-14	受験申請書の氏名欄に旧姓を記載することはできますか。	旧姓を記載しても差し支えありません。この場合には、合格証書・認定証書も旧姓で発行されます。 旧姓を記載する場合には以下の記載例のとおり 旧姓のみ を記載し、現在の戸籍上の氏を併記する必要はありません。 (記載例) 戸籍上の氏名を「甲野花子」から「乙野花子」に変更した者が「甲野花子」で試験を受験する場合 

Q1-15	外国籍の場合には、氏名欄及び本籍欄はどのように記載したらよいですか。	<p>【氏名欄】 漢字で氏名が記載できない場合には、氏名をカタカナ又はローマ字で記載いただき、漢字で記載する場合にはふりがなも記載してください。 住民票に記載されている通称名での受験も可能です。その場合には、合格証書・認定証書も通称名で発行されます。</p> <p>【本籍欄】 本籍欄には自身の国籍等(※)がある国名を記載してください。 (※)国籍がある国名又は出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロに規定する地域</p>
Q1-16	申請から合格発表日までに住所又は氏名が変わる予定ですが、変更前と変更後のどちらを記載すればよいですか。また、申請後に急きょ変更になった場合には、どのように届出をすればよいですか。	<p>受験申請書には、受験申請時点の情報を記載してください(申請書に不備等があった場合には、申請書に記載いただいた連絡先に連絡をします。) 受験申請後、住所等の変更があった場合には、直ちに受験申請した法務局・地方法務局へその旨届け出てください。届出の方法は受験申請した法務局・地方法務局にお問い合わせください。</p>
Q1-17	受験申請を郵送で行う場合には、受験申請期間より前に発送することはできますか。	<p>受験申請期間内に申請先の法務局又は地方法務局に到達するよう発送願います。 なお、受験申請期間より前に法務局に到着した場合には、受験申請書を返送することもありますので、御了承ください。</p>
Q1-18	受験申請を郵送で行う場合には、提出書類を普通郵便で送付してもよいですか。	<p>郵送により受験申請を行う場合には、書留郵便で送付してください。</p>
Q1-19	代理人又は使者を通じて申請をすることはできますか。	<p>受験申請手続は、代理人又は使者が行うことができますが、代理人又は使者の方の身分証の提示をお願いする場合があります。なお、委任状は不要です。</p>
Q1-20	郵送で受験申請を行いました。受験票が届きません。	<p>受験案内書に記載の日付までに受験票が届かない場合には、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。</p>
Q1-21	受験票を紛失した場合には、どうすればよいですか。	<p>受験票を紛失した場合には、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。</p>
Q1-22	筆記試験免除を受けるための資格を証する書面である前年度の口述試験受験票を紛失した場合には、どうすればよいですか。	<p>口述試験の受験を希望する受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。</p>
Q1-23	<p>【土地家屋調査士試験のみ】 午前の部の試験の免除を受けるための資格を証する書面は、どのように提出すればよいですか。</p>	<p>原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。郵送により提出する場合には、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(書留料金を含む。)を貼り付けた原本返送用の封筒を一緒に提出してください。</p>

2 特別措置編	質問	回答
Q2-1	特別措置の申出をするには、どのような書類が必要ですか。	<p>特別措置申出書(各法務局・地方法務局に様式があります。)のほか、医師の診断書をはじめとする障害の程度と希望する特別措置との関係性が分かる資料が必要となります。</p>
Q2-2	どのような特別措置を認めてもらえるのですか。	<p>障害の程度等に応じて内容が変わります。具体的な内容については、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。</p>

Q2-3	特別措置はいつまでに申し出る必要がありますか。	原則として受験申請受付期間中に、受験地を管轄する法務局・地方法務局に申出をしてください。
Q2-4	特別措置申出書に添付する医師の診断書は、数年前に診断を受けたものでもよいですか。	現在の状況を把握する必要がありますので、診断後1年以内かつ直近のものを添付してください。
Q2-5	申出をすれば、特別措置は必ず認められますか。	障害の程度や希望する特別措置の内容に応じて個別判断となりますので、必ずしも申出の内容どおりに特別措置が認められるわけではありません。

3 試験当日編	質問	回答
Q3-1	会場に時計はありますか。	時計がない会場もありますので、必要に応じて持参してください。 なお、Q3-5のとおりスマートウォッチは使用できませんので御留意ください。
Q3-2	試験当日中、かばんを座席の横に置くことはできますか。	不正行為の防止のため、かばんは原則として座席の下に置いてください。
Q3-3	指定時刻経過前にトイレ等のために試験室から退出し、指定時刻までに試験室に戻れなかった場合には、試験の受験はできますか。	指定時刻経過までに試験室内の所定の席に着席したとしても、その後に試験室外に出て、指定時刻の時点で試験室内に在室していない場合には、受験をすることができない場合があります。 指定時刻間に急にトイレに行きたくなった場合等、やむを得ない事情がある場合には、必ず試験監督員まで申し出てください。
Q3-4	座布団やクッションを使用することはできますか。	座布団やクッションを使用することはできます。ただし、試験監督員が試験実施上支障がある(不正行為の疑い等)と判断した場合には、使用を取りやめていただくことがあります。
Q3-5	スマートウォッチを使用することはできますか。	時刻の確認のためであっても、スマートウォッチを使用することはできません。試験中に使用している場合には不正受験となる場合があります。
Q3-6	下敷きを使用することはできますか。	下敷きを使用することはできません。答案作成上支障がある場合には、板目紙を貸与しますので、試験監督員へ申し出てください。
Q3-7	拡大鏡(ルーペ。着用型の拡大鏡も含む。)を使用することはできますか。	原則として使用することはできません。目の疾患等により使用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-8	試験中に常備薬の服用をすることはできますか。	原則として服用することはできません。疾病等により試験中に常備薬を服用する必要がある場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-9	帽子を着用したまま試験を受けることはできますか。	原則として着用したまま受験をすることはできません。傷病等により着用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-10	サポーター、リストバンド等を使用することはできますか。	原則として使用することはできません。傷病等により使用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。

Q3-11	机の上に置くキャップ付きペットボトル飲料は1本までとされていますが、容量は決まっていますか。	容量の定めはありません。 なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので御留意ください(ペットボトルカバーの使用はできません。)
Q3-12	水筒を机の上に置くことはできますか。	水筒は机の上に置くことはできません。ペットボトルのみ認められています。
Q3-13	空調等により寒い(暑い)と感じた場合には、席を変えてもらうことはできますか。	指定された座席の変更はできません。衣服により調整してください。
Q3-14	申請時に眼鏡をかけていない(かけた)顔写真を添付して申請しましたが、試験当日に眼鏡を使用する(しない)ことはできますか。	差し支えありませんが、試験時間中、本人確認のため、試験監督員が眼鏡の着脱を求めることがあります。
Q3-15	電卓、筆記用具や腕時計を忘れた場合には、貸与してもらえますか。	貸与することはできません。
Q3-16	マークシートの受験番号の記載方法で、受験番号が「11」の場合には、マークシートには「0011」とマークしなければならないのでしょうか。	先頭の「0」は不要です(「11」のみマークすれば足ります。) なお、先頭の「0」を記載したとしても、そのことをもって採点されないということはありません。
Q3-17	マークシートにはシャープペンシルで記入してもよいですか。	マークシートには鉛筆(B又はHB)で記入してください。 シャープペンシルは、問題検討のために問題用紙に限り使用が認められています。
Q3-18	午前の部の試験を受験せずに、午後の部の試験だけ受験することはできますか。	午前の部の試験を受験せずに午後の部の試験のみを受験することはできません(土地家屋調査士試験において午前の部の試験を免除されている者を除く。)
Q3-19	受験申請書・受験票の氏名欄には戸籍上の氏名を記入しましたが、答案用紙の氏名欄には旧姓を記入してもよいですか。	答案用紙には受験申請書等に記入した氏名を記載してください。受験申請書等の氏名欄に旧姓を記入した場合には、答案用紙の氏名欄にも旧姓を記入してください。受験申請書等に通称名を記入した場合も同様です。
Q3-20	受験申請書・受験票の氏名欄には旧姓を記入しましたが、成績通知用の封筒の宛先を戸籍上の氏名を記入してもよいですか。	封筒の宛先については、旧姓を記入することで、成績通知用封筒が不着となる等の事情がある場合には、現在の戸籍上の氏を記入してもかまいませんが、成績通知用封筒下部の「氏名」欄には、必ず受験申請書等に記入した氏名を記入してください。

4 試験終了後編	質問	回答
Q4-1	合格発表(筆記試験及び最終合格発表)時刻になっても法務省ホームページが更新されていません。	何回か更新を行ったり、携帯電話の場合にはキャッシュの削除、媒体を変える(携帯・PC)等を試みてください。 なお、法務本省のシステムの関係で、若干のタイムラグが発生する場合がありますので、一定の時間が経ってからアクセスすることをおすすめします。

Q4-2	合格証書の交付はどのように行われるのでしょうか。	対面又は郵送により交付を行います。交付方法は法務局・地方法務局ごとに異なります。
Q4-3	合格の有無について電話で確認することはできますか。	個人情報保護の観点から、受験者本人であるか否かにかかわらず、電話で合否の確認をすることはできません。
Q4-4	合格証書の記載内容(氏名、生年月日)に誤記がありますが、対応してもらえますか。	受験申請書に記載した内容と合格証書の記載内容に齟齬がある場合には、直ちに受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。
Q4-5	合格証書を紛失してしまいました。再発行できますか。	合格証書の再発行はできません。 なお、合格したことを証する証明書の発行手続を行っておりますので、受験地を管轄する法務局・地方法務局にお問い合わせください。
Q4-6	成績通知を希望した(封筒に住所及び氏名を記載した)にもかかわらず、成績通知が届きません。	成績通知は筆記試験合格発表日の翌日に法務省から発送します。お手元に届かない場合には、住所又は氏名の記載に何らかの不備があったことなどが考えられますが、郵送の性質上、封筒の行方を追うことはできません。また、再通知を行うことはできません。
Q4-7	成績通知に記載した住所や氏名に変更があった場合には、何か手続が必要ですか。	郵便局において転送手続が必要になります。 また、住所や氏名の変更があった場合には、Q1-16のとおり、変更があった旨を受験地を管轄する法務局・地方法務局に届け出てください。